

カテゴリー	質問 (Q)	回答 (A)
1. 届出の対象について	住宅以外の小さな倉庫やDIYで建てる作業小屋も届出が必要ですか？	用途に関係なく、延べ面積が10平方メートルを超える建築物は届出が必要です。個人がDIYで設置する物置や作業小屋も、地域の景観に影響を与えるため規模に応じて対象となります。
	太陽光パネルや柵、看板を設置する場合も届出が必要ですか？	はい、「工作物」として届出が必要になる場合があります。具体的には、高さ3m超の看板、2m超の柵などが含まれます。また、太陽光パネルや蓄電設備については、設置規模や場所によって取扱いが異なるため、事前にご相談ください。
	ビニールハウスを設置する場合も届出が必要ですか？	通常の営農活動（農業の一環）であれば厳しく規制しませんが、大規模なものや恒久的な構造を持つ場合は事前に相談してください。景観を大きく損なう色彩や規模のものは指導の対象となる可能性があります。
	仮設のプレハブ倉庫やトレーラーハウスも届出が必要ですか？	設置期間が「概ね1年以上」となる場合は届出が必要です。短期間の仮設物を除き、長期間設置されるものは色彩や配置において周囲の景観との調和が求められます。
2. 判断基準と配慮すべき点	審査ではどのような項目が確認されますか？	届出区域ごとの「景観形成の方針・基準」への適合性を確認します。主な審査ポイントは以下の通りです <ul style="list-style-type: none"> ● 外観：色彩（低明度・低彩度）、素材（何を使用しているのか）、形状 ● 配置：高さやボリュームの圧迫感 ● 附属設備：室外機、給湯器、配管等の目立たない配置
	擁壁（土留め）を作る際のルールはありますか？	神山らしい景観を守るため、可能な限り「石積み」を基本としてください。コンクリート擁壁とする場合でも、練石積みにするなど周囲と調和させる工夫が必要です。
	鳥獣害対策のネットや柵を設置する際に推奨される色はありますか？	青やオレンジ等の目立つ色を避け、茶系（ベージュ）や黒などの景色に馴染む色を推奨しています。茶系ネットの使用は、周囲の自然や石積みと調和する好事例としても紹介されています。
3. 手続きについて	届出を出して結果が出る前に、工事（着工）を始めてもいいですか？	いいえ、認められません。必ず審査結果の通知を受けてから着工してください。通知前の着手は条例違反となるほか、審議の結果により計画変更が必要になる場合もあります。
	届出書には誰の名前を記載すればよいですか？	原則として「施主（所有者・発注者）」の名前を明記してください。設計者等が代理で手続きを行う場合でも、最終的な責任の所在を明確にするため施主情報の記載が必要です。
	届出から何日ぐらいで結果がわかりますか？	審議会での審査が必要な案件は30日以内に通知します。一般的な住宅の届出であれば1週間程度です。